

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

平成27年7月7日午後3時破産手続開始決定

令和元年11月11日午後1時30分第10回債権者集会期日

令和元年11月11日

東京地方裁判所民事第20部特定管財K-2係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-2-1 MK麴町ビル8階

麴町パートナーズ法律事務所

電話03-3556-6939/Fax03-3234-4525

上記破産者破産管財人 弁護士 小林 克典

第10回債権者集会の報告書

破産財団の残高

金 3億1059万358円(令和元年11月10日現在)

破産管財業務の経過

別紙のとおり

以上

第1 管財業務の概要

前回集会以降の管財業務の概要は次のとおりである。

1 マイケル・ウー及び元顧問に対する責任追及

マイケル・ウーに対しては、台湾の謝弁護士に民事及び刑事手続きの可能性を検討してもらったが、相手方の資産の状況が不明であることや、弁護士費用も含め多額の費用を要し、対費用効果の面から破産財団に資することが少ないため、台湾における責任追及は困難であると判断する。

元顧問に対する裁判に関しては前回の債権者集会にて報告のとおり、和解が平成31年4月9日に成立しているが、現在までに和解金3500万円は前倒しで全額回収した。

2 破産会社役員の責任追及

前回の債権者集会でも報告したとおり、破産会社役員に利得返還を求める訴訟（東京地方裁判所平成28年（ワ）第39890号）は現在も係属中である。後記第4の債権調査の結果によって破産会社役員の利益額が変動することとなるため、最終的な結論が出るまではしばらく時間かかると見込まれる。

3 高額に利得した会員への責任追及

本件リレーションセールスで利得した会員に利得返還を求める訴訟（東京地方裁判所平成28年（ワ）第15630号事件）は、令和元年7月16日に判決が言い渡され、管財人が全面的に勝訴した。これについて、被告3名が控訴し、令和元年10月28日に東京高等裁判所第5民事部で控訴審の第1回目の期日が開かれたが、即日、結審となり、判決が令和元年12月25日午後1時10分と指定告知された。

4 ホームページの更新

債権者等の関係者に対する広報のため、次のホームページの更新手続を行なっている（スマートフォン・タブレット端末対応済み）。

<http://www.k-partners.jp/hasan.html>

第2 主な換価業務の概要

前回債権者集会後に新たに合計で金500万円を回収した。

第3 破産財団の状況

- 1 令和元年11月10日現在、3億4625万9420円を収集した。
- 2 同日現在の破産財団形成額は、3億1059万0358円である。

第4 負債の状況

1 債権認否について

昨年実施した各債権者の破産会社に対する債権額を把握するための調査に応じて提出された「代行入金による申告」を正確に反映させた債権認否を行うことを試みていたが、同姓同名の人間についての取引の分離が完全には行えていないこと、破産会社元役員に対する不当利得返還請求訴訟において複数の元役員が提出した代行入金申告を撤回する旨の主張を行ってきている等、代行入金関係の確定には著しい時間がかかると見込まれることから、各届出債権者において確実に有すると認められる範囲のみを債権額として認めることとしたい。

具体的には、代行入金を申告した者については申告額の合計を出資額から控除して債権額を計算するが、その申告においてその者に資金を預けたとされた者についてはその預託額を考慮せずに債権額を計算する。また、同姓同名の会員がいる者や訴訟が係属している者については、出資額がその者のものと確定できないことから、出資額をゼロとして債権額を計算する。次回の債権者集会の債権調査期日に於いて、管財人が認める認否予定額については、年内に各届出債権者に書面をもって個別に通知する。

2 その後の手続について

管財人の認定する認否額に異議のある届出破産債権者は、前記債権調査期日から1か月以内に破産法の定める破産債権査定手続きを執ることができる。

3 配当見込みについて

あくまで現時点での試算であるが、各債権者に対する最終的な配当額の合計は、認められた債権額の5%ないしそれを若干上回る程度となる見込みである。

第5 今後の予定

1 係属中の訴訟の追行

元取締役らに対する訴訟については、係属中である。また、高額利得者に対する東京高等裁判所第5民事部に於ける利得金返還請求訴訟は、令和元年12月25日に判決が下される予定である。

2 追加の提訴

マイケル・ウーに対しては、前述のとおり、台湾における責任追及の手続きを断念せざるを得ない状況である。前述した東京高等裁判所に於ける高額利得者に対する訴訟で管財人が勝訴した場合、同様に高額な利得をした相当数の会員らに対する措置については、別途、破産裁判所と協議のうえ、対応を定めたい。

3 債権認否と中間配当

前述のとおり、年内に管財人から各債権者に対して、債権認否に関する通知書を送付し、次回集會に債権調査期日を行い、速やかな配当を実現すべく努力する。

以上

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

破産管財人 弁護士 小林 克典

財 産 目 録

(開始決定日=平成27年7月7日現在)

資 産 の 部

単位=円

番号	枝番	科 目	簿価 又は 申立書記載金額	時価評価額	財団組入 (見込)額	備 考
1		現金 (平成27年7月9日引継)	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
2		預金				
	1	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0107045			171,835	
	2	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149230			0	
	3	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149214			358	
	4	三井住友銀行 浜松町支店 普通 7625249			51,924	
	5	みずほ銀行 梅田支店 普通 1474234			7,816	
	6	ゆうちょ銀行 62019961			1,090,745	
3		動産(在庫商品)			10,500,000	H27.8.24売却許可
4		関連会社等からの入金				
	1	㈱ソワン&ライフ			12,960,000	
	2	㈱ソワンティック			27,911,520	
	3	㈱芦屋龍命本舗			51,840,000	
	4	㈱グッドエイジ			70,000,000	
5		社宅解約清算金			95,233	
6		所得税還付金			12,788	
7		保証金返還(沖縄事務所ガス契約)			5,530	
8		預金利息			20,506	
9		労働保険料還付金			34	
10		和解金			139,492,950	
11		利得返還金			27,083,499	
12		簡易配当金			14,682	
		資産合計	5,000,000	5,000,000	346,259,420	

負 債 の 部

番 号	科 目	届出債権額	評価額(異議の ない債権額)	備 考
1	財団債権(公租公課)	136,654	582,954	弁済済み
2	財団債権(電気)	29,227	30,041	弁済済み
3	財団債権(水道)	2,517	2,517	弁済済み
4	財団債権(電話等通信)	184,489	185,920	弁済済み
5	普通破産債権	15,326,939,064		※変動予定
	負債合計	15,327,291,951	801,432	

収支計算書

自 平成27年7月7日
至 令和元年11月11日

平成27年(フ)第6000号
破産者 株式会社goodgo99
破産管財人 弁護士 小林 克典

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金(平成27年7月9日引継)	5,000,000	1	小口現金(通信費・事務用品・集会準備費用等)	3,605,404
2	預金解約払戻金	1,322,678	2	倉庫料	655,545
3	在庫商品売却	10,500,000	3	人件費(派遣社員)	6,421,675
4	関連会社等からの入金	162,711,520	4	賠償責任保険料	303,180
5	社宅解約清算金	95,233	5	事務所撤去費等	2,135,904
6	所得税還付金	12,788	6	旅費交通費	2,456,480
7	保証金返還(沖縄事務所ガス契約)	5,530	7	振込手数料・WEB手数料	130,540
8	預金利息	20,506	8	手続費用(破産申立)	458,000
9	労働保険料還付金	34	9	訴訟費用	6,064,424
10	和解金	139,492,950	10	業務委託料(コールセンター等)	10,731,006
11	利得返還金	27,083,499	11	公租公課(財団債権)	582,954
12	簡易配当金	14,682	12	公共料金(電気・水道・電話等通信費:財団債権)	218,478
			13	台湾弁護士報酬	211,772
			14	税理士報酬	1,693,700
	合計	346,259,420		合計	35,669,062

差引残高 310,590,358